

浜松市議会情報公開事務取扱要綱

制定 平成 9 年 4 月 1 日

改正 平成 13 年 3 月 26 日

改正 平成 30 年 2 月 20 日

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、別に定めがあるもののほか、浜松市情報公開条例（平成 13 年浜松市条例第 32 号。以下「条例」という。）の施行に関する議会における事務の取扱いについて必要な事項を定める。

(浜松市情報公開事務取扱要綱の準用)

第 2 条 議会が管理する公文書の公開に関する事務の取扱いについては、浜松市情報公開事務取扱要綱の例による。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 10 条第 1 項	上司	議長
第 10 条第 3 項	主管課の長	議長
	浜松市情報公開・個人情報保護調整委員会	浜松市議会情報公開・個人情報保護調整委員会
第 20 条第 1 項	遅滞なく	議長の決裁を受けたうえ遅滞なく

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。